

サービス種類	届出の種類	添付書類
居宅介護支援	①ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	※ 令和6年介護報酬改定前の「居宅介護支援(Ⅱ)」(情報通信機器等の活用等の体制)を算定している事業所であって、改定後の「居宅介護支援(Ⅱ)」(ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制)の要件を満たさない場合については、「なし」として届出が必要です。
	②特別地域加算	【添付書類不要】
	③中山間地域等における小規模事業所加算	・中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表(参考様式3)
	④特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(A)	<p>特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) <p>特定事業所加算(A)を算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(A)に係る届出書(別紙36-2) ★当該届出書にある各要件を満たす場合については、それぞれ根拠(※)となる書類も提出してください。 ※ 研修計画書の様式は問いません。 ※ 利用者情報や留意事項の伝達等を目的とした会議の計画書の書式は問いませんが開催日は記載してください。 ※ 集中減算に関する事項に関しては、居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式をご利用ください。 ※ 「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」の控え(受付印押印のもの) <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1_11) ※加算算定開始月のもの。 ・主任介護支援専門員研修修了証書
	⑤特定事業所医療介護連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙36) ※ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していることが要件です。

<p>⑥ターミナルケアマネジメント加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・ 特定事業所医療介護連携加算・ ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙３６） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式 1_1 1） <p>※ 加算算定開始月のもの。</p> <p>※ 24時間連絡体制を整備していることがわかるように、勤務表にその日ごと（休業日を含む。）の24時間連絡体制の担当者の勤務時間数の欄を○で囲んでください。</p>
<p>⑦介護職員等処遇改善加算</p>	<p>【別途通知のとおり】</p>